



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27 /TEL 06-6429-1301
 塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18 /TEL 06-6940-6421
 川西支店：川西市栄根 2-6-37 /TEL 072-767-7770
 西宮支店：西宮市甲園園 1-10-8 /TEL 0798-78-7676
 岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2 /TEL 078-982-4119
 大阪支店：大阪市天満橋京町 3-5 /TEL 06-6948-5450



固定資産と減価償却について



減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続です。今回は固定資産を取得した際や、固定資産に支出が生じた際の減価償却の取扱いについてまとめました。

減価償却資産に関する費用

URL: https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm?utm_source=chatgpt.com
 URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1379.htm>
 URL: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5403.htm>
 URL: https://www.chusho.mei.go.jp/zaimu/zaisi/tokunai/syougaku_shisan.html

I. 固定資産の取得

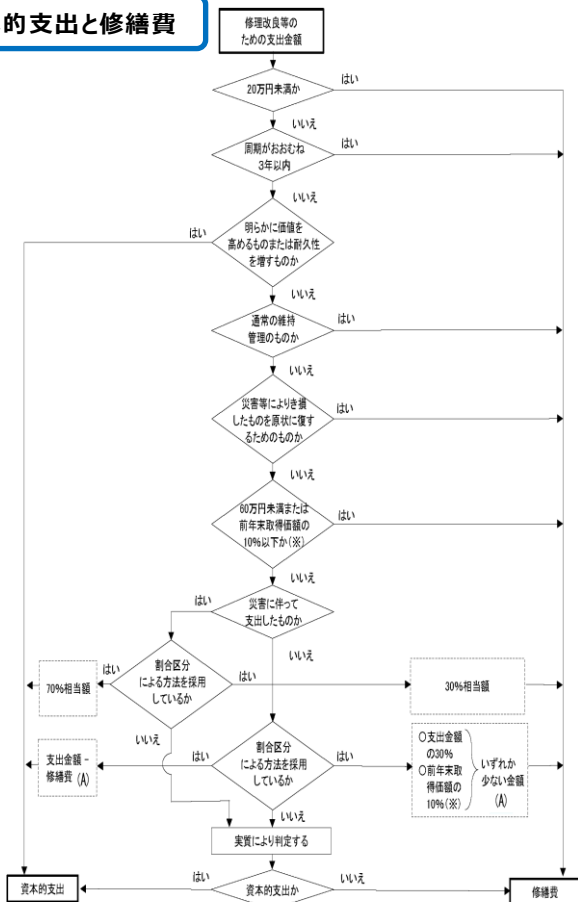
・建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などは時の経過等によってその価値が減少する資産です。これらは減価償却資産と呼ばれ、取得に要した金額は一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく必要があります。これを減価償却といいます。土地、骨董品などのように時の経過により価値が減少しない資産は、減価償却資産ではありません。

II. 少額の減価償却資産の取得（令和8年度税制改正にて特例が拡充）

- ・使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満 → 取得時に全額費用計上
- ・取得価額が20万円未満 → 一括償却資産として3年間で均等償却可能
- ・中小企業者等が40万円未満の減価償却資産を取得した場合、即時償却（全額損金算入）することが可能。限度額は300万円。
→中小企業者は従業員が**400名以下**、出資金等が**1億円超**の組合等は300名以下が対象。
- ★取得価額上限の引上げ 30万円未満→**40万円未満**、適用時期 **令和8年4月1日以降**



資本的支出と修繕費



(※)「前年末取得価額」とは、原則として前年12月31日に有する固定資産の最初の取得価額に既述のその固定資産につき支出された資本的支出額を加算したものです。

固定資産への支出 ～資本的支出と修繕費～

・固定資産に対して行う工事や修理、改良のための支出は、「資本的支出」と「修繕費」に区分されます。両者は税務上の取扱いが異なるためその判定が重要となります。資本的支出とは**固定資産の使用可能期間を延長したり、その資産の性能や価値を向上させたりするための支出**を指します。資本的支出に該当する場合は、その支出額を固定資産として計上し、耐用年数に応じて減価償却を行います。一方、修繕費とは**固定資産の通常維持管理や原状回復を目的とした支出**を指します。修繕費に該当する場合は、支出した事業年度において全額を費用計上することができます。

・固定資産に支出した費用が資本的支出か修繕費かどうかを判断する際には、①支出金額、②工事の頻度や周期、③工事の目的、④支出後の資産の状態などを基準として判定を行います。修繕や改良といった工事の名目ではなく、**その工事の実態によって判定することが重要です**。（左図フローチャート参照）

・例えば、外壁塗装や屋根のひび割れ補修、雨漏り修理など、**建物を従来の状態に戻すための工事**は、金額の大小にかかわらず修繕費として扱われるのが一般的です。一方、単板ガラスを断熱性の高い複層ガラスへ変更する工事や、**建物に新たな設備を設置して建物の機能を向上させる工事**などは、資産の性能や価値を高めるため資本的支出に該当します。

・実際の工事では原状回復を目的とする部分と性能向上を目的とする部分が混在しているケースも少なくありません。そのような場合には、工事内訳書や見積書などを基に支出内容を合理的に区分し、修繕費と資本的支出に分けた上で適切な会計処理を行う必要があります。